

09 厚生労働省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1002010	理容・美容車の構造基準について	理容車・美容車について、最小限必要な設備を満たしている場合には、小型車両でも認めるものとする。	現行の設置基準では、理容所・美容所の構造基準をもとに定めているため、理容車・美容車による開設をしようとする際、大型のバス型を用いた規格ため在宅福祉サービスには利用しづらい点がある。	在宅における生活支援サービス(理美容)において衛生面の向上に繋がる在宅用の小型理容車・美容車は、超高齢化社会を支える上で有益である。	北海道	NPO法人日本理美容福祉協会 札幌センター	厚生労働省
1002020	在宅訪問の高齢者・障害者理美容サービス	行政サービスとして、実施されている出張理美容サービスの委託先の緩和を求めると共に事業者登録認定基準を定めていただきたい。	高齢者・障害者理美容サービスの業務委託をNPOなどの団体が受託できることで、増加傾向がある在宅療養する方々にも適切な生活支援サービスが安心して利用できるよう推進し普及させることで、介護保険による介護サービスを利用されている方々の利便性の向上を図る。	札幌市の場合における高齢者理美容サービスは基準等の整備がされておらず、理容協同組合・美容協同組合のみの委託事業であり、個々の事業者は参加を認められない制度である。これでは、競争原理による質の向上、利用者の利便性の向上も図れず、介助を伴う寝たきりのなどの高齢者・障害者を専門に施術できる人材が活躍しづらい状況である。	北海道	NPO法人日本理美容福祉協会 札幌センター	厚生労働省
1004010	医療機関等から県への指定医療機関等の申請・届出等のワンストップオンライン化に伴う法令に規定される申請・届出様式の簡素化	医療機関等から県への指定医療機関等の申請・届出をワンストップでオンライン化することに伴い生活保護法施行規則に規定される指定医療機関等の申請・届出様式の簡素化を可能とする。	生活保護法施行規則第10条第1項の規定に基づく指定の申請、同施行規則第10条の2第1項の規定に基づく指定の申請、同施行規則第14条第2項及び第14条の第3項の規定に基づく変更等の届出、同施行規則第15条の規定に基づく指定の辞退の申請・届出様式の簡素化(押印の廃止及び申請・届出内容の簡素化)を実現するもの。	生活保護法による指定医療機関等の申請・届出等の様式が生活保護法施行規則に規定され、オンライン化による業務の見直し(押印の廃止、申請・届出内容の簡素化)の障害となっているため。	和歌山県	和歌山県	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1008010	社会福祉法人の通所リハビリテーションの活用等について	福祉施設及び医療施設を合築した場合に、医療施設に区分される通所リハビリテーションを福祉施設を運営する社会福祉法人が活用できるようにする。また、建築に当り求められる避難口等の設置数の規制緩和を求める。	現在、別紙のとおり、福祉施設及び医療施設の複合施設を建築した場合、通所リハビリテーションは医療施設に区分されるため、福祉施設を運営する社会福祉法人による通所リハビリテーションの活用は禁止されている。 当該規制を緩和することにより、入所者及び患者の方へ一体的なサービスを行えるようにする。 また、複合施設については、避難口、エレベーター、出口、配膳室の設置がそれぞれ(計:2設備)求められるが、一体的施設であることに鑑み、1設備で建築可能になるように求める。	現行では、入所者及び患者の方へ一体的なサービスを行うことができない現状となっている。 今後、ますます増加することが予想される高齢者へ対応するためにも、この度の提案の実現は必要だと考える。	茨城県	個人	厚生労働省
1009010	障害者の就労に伴う労働者派遣法の緩和	障害者の雇用促進と就労環境の拡大を図るために、NPO等の非営利活動団体で地域の小規模な障害者就労支援団体が労働者派遣事業の許可が取得できるよう、現行の労働者派遣法の2条～全面的な緩和、見直しを行い、地域の特性や障害者の生活環境等を十分考慮した、障害者派遣事業が行えるようにする。よって、障害者の就業分野の拡大や職業能力の向上等の措置を行うこととする。	1.NPO等の障害者就労支援団体の労働者派遣事業(障害者特定)の認可への支援。2.住み慣れた地域での就労希望の障害者の登録(人材登録)3.企業へのOJTを含む職業能力拡大や、障害者の労働力のアピールや営業促進事業。4.派遣障害者の職場環境や就労内容等の支援活動の強化。	障害者自立支援法が本年4月より施行されるところですが、以下の視点からは、多少外れているように思えます。1.「障害者の労働力」は自宅や施設における障害者の労働能力の評価や公表が積極的にできることにより、求める企業の労働力として、生産力として認められるようになることが必要です。2.「障害者の就労意欲」は、従来の措置制度の障害者福祉から、社会参加を積極的に促すことによる、労働意欲の向上を図ることが必要です。3.「障害者の地域理解」は、住み慣れた地域の雇用企業や雇用環境の確保を行い、住み慣れた地域で就労することによる、地域貢献や地域社会との関わりによる住民理解の拡大が必要です。以上3項の理由。	岡山県	特定非営利活動法人 かめかめ福祉移送	厚生労働省
1016010	健康保険法及び厚生年金保険法における育児休業による保険料免除の対象者の拡大	健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年5月19日法律第115号)における「育児休業」による保険料免除は、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年5月15日法律第76号)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年12月24日法律第110号)による「育児休業」でなければ対象とはならない。 「育児休業」の定義を雇用保険法(昭和49年12月28日法律第116号)同様、「子を養育するために休業した場合」と読み替えるもの。	地方公務員の非常勤職員は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」のどちらの適用もないため、事業主の承認を受けて育児のために休業をしたとしても健康保険料、厚生年金保険料の免除を受けることはできない。 また、休業中も事業主と雇用関係があるため、休業期間、健康保険及び厚生年金の資格を喪失して、配偶者の被扶養者となることもできない。 保険料免除の対象とすることにより、育児のために休業する非常勤職員の経済的支援はもとより、これから妊娠しようとする非常勤職員に、安心して妊娠・出産・育児ができる環境を整えようとするもの。	豊中市は現在厳しい財政状況にあり、職員定数の適正化を図るとともに市民サービスを維持・向上させていくため、臨時職員や非常勤職員を活用するとともに、任期付短時間勤務職員制度を導入したところである。 現在約1500人の非常勤職員が職務に就いており、市政運営には非常勤職員は欠かせない存在となっている。 また、豊中市は大阪のベッタタウンとしての役割を果たしており、配偶者の転勤によりやむを得ず離職した方や子育て中でフルタイム勤務が困難な方等の多様な就労ニーズも十分であると想定する。 今後多様な雇用形態の職員を活用しながら、より一層、効率的・効果的な行政運営を目指していくためには、豊富な知識や経験と高い能力を持った非常勤職員の確保が必要であり、これら職員が妊娠や出産で就労を断念することなく、安心して妊娠・出産・育児のための休業をし、復職できる環境を整備したい。	大阪府	豊中市	総務省 厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1025010	重度障がい者・精神障害者の雇用、就労機会が広がるチャレンジアタックプラン	重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の雇用保険短時間被保険者要件を週所定労働時間が20時間以上から15時間以上にする。	障害者雇用、就労支援の現場でトライアル雇用や特定求職者雇用開発助成金などを活用することが多いが、雇用保険一般被保険者か短時間労働者被保険者が雇用時点又は将来的な見込みとして基本的な条件となっており、被保険者週所定労働時間20時間となっているが現場においては週20時間未満の短時間であれば、働くことが可能な障害者もいる。またハローワークにおける求人条件として就労時間週20時間未満もかなり多く見受けられるため労使ともにとって有用になると考えられる。よって週所定労働時間15時間程度をにすることが必要である。(追加資料は別紙その他特記事項にて内容を記入)	提案理由：障害者自立支援法や障害者雇用促進法が成立し、福祉から一般雇用への移行による障害者の自立の推進を趣旨としている。多くの障がい者がふつう働き自立したいが、働くことの大変さや不安から現状として家庭内で引きこもったり、仲間と会えるという良さはあるも授産施設などを利用してきた。就労支援機関での訓練や一般企業等のハードな環境下での支援をすることだけで障害者を就労に適応させるのは過酷であり、週20時間の労働時間に限らず多様な就労形態を踏まえ、就労へチャレンジでき喜びを得ることができるため、障害者の自立を支援する制度として緩和することを求めるため単に税財源の優遇を求めるものではない。代替措置：雇用率達成の安易活用や雇用契約条件が短時間での推移は懸念されるが、障害者雇用促進法八十条(障害者である短時間労働者の待遇に関する措置)の強化を踏まえた障害者に不利にならないような支援を行っていく。	福岡県	社会福祉法人みぎわ会愛和社会復帰センター	厚生労働省
1027010	北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置	北海道では積雪低温により冬期間は実地での研修及び技能実習ができない事情を考慮し、農業分野の外国人研修生及び技能実習生については、複数職種での研修及び技能実習を認める。	北海道の露地栽培を対象とした研修及び技能実習では冬期間は実地での作業が困難なことから、複数職種での研修及び技能実習を認める。具体的には、冬期間は当グループ内での活動に限り、関連する他職種(食品加工など)での研修及び技能実習の実施を認め、生産から加工まで一貫して学べるようにする。	提案理由： 北海道での露地栽培は積雪等により作業ができないことから、冬期間に他職種での研修を行えるようにすることで、地域間の不均衡状態を解消するとともに、農産物に係る生産から加工・流通まで一貫した研修及び技能実習を行う体制を構築する。 代替措置： 受け入れた者が失踪などの問題をおこさないよう、対象者は身元が明らかかな者に限り、日本滞在中は当グループで準備する施設へ入居させ、安定した生活を過ごせるようにする。	北海道	北武グループ	警察庁 法務省 厚生労働省
1028010	児童手当の支給消滅要件の追加	児童手当を支給すべき事由の消滅要件の追加について、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)」(以下「DV防止法」という)に規定する保護命令決定による、職権消滅要件を付加すること。	児童手当支給要件の職権による消滅事務の追加	市では、DV防止法の周知啓発を進め相談事業を重視してきたが、近年、DV被害者からの相談や保護・救済の申し出が増加している。本市のDV被害者の多くは子どもを連れた女性である。子どもを連れた被害者(多くは妻)が、DV防止法第10条による保護命令決定を受けた場合でも、加害者(多くは夫)である父親に児童手当が継続して支給されている現状がある。これは父親が保護命令決定後すぐに資格喪失届けを提出することがないため、母親に児童手当を受給できる要件が成立しないからである。この状況は児童手当法第1条の目的に沿うものではない。よって、保護命令決定と同時に職権で父親の支給要件を消滅できれば、新たに母親への支給要件が確立でき、着の身着のまま逃げ出したDV被害者の子の養育の経済的な支えとなりうる。本市は住み慣れた地域で安心して暮らしている住民サービスに努めていることからこの申請を行うものである。	京都府	福知山市	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1030010	介護老人保健施設における医師の常勤配置基準の緩和、及び管理者の資格要件の緩和	介護老人保健施設の人員に関する基準に規定されている常勤の医師一人の配置について、入所者の処遇に支障の無い場合は、現行の3分の一から半分程度の非常勤医師をもって充てても差し支えないこととし、管理者においても管理業務に支障が無い場合は資格要件を緩和する。	介護老人保健施設の医師を非常勤でもよいとすることにより介護老人保健施設における医師の確保を容易にし、地域の医師不足の解消に繋がる。また管理者を福祉業務に3年～5年程度従事した経験があるものでもよいとすることにより医師の管理業務を軽減し、診療に専念できる環境ができる。	介護老人保健施設に入所している利用者の多くは、医師が常勤して診察しなければならない状態にはないと思われる。介護老人保健施設の医師確保や地域における医師不足が深刻化する中、本特例措置によりそれらの解消に繋がる。また、介護福祉施設等との差がなくなってきている中、人員配置基準を緩和することにより人件費等のコスト削減をはかり、財政が逼迫している介護報酬の見直しや削減にも繋げていける。	秋田県	医療法人惇慧会 介護老人保健施設勝平苑	厚生労働省
1031010	社会保険労務士法における業務緩和	社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行つてはならないとされているが、市が事業所から報酬を得ないことにより事務を代行することを可能とする。	市が、市内の小規模事業所(従業員20人以下)を対象とし、社会保険労務士の有資格者である職員等を業務にあてることとし、1.健康保険、厚生年金保険新規適用届をはじめとする各種書類の作成・手続き 2.厚生年金をはじめとする各種年金給付裁定請求書の提出 3.雇用保険、労災保険の保険料の納付事務及び各種書類の作成 4.就業規則をはじめとする会社規定の作成 5.保険料の納付代行 6.その他労務に関する相談・指導等をする。	提案理由: 近年、市内の事業所は、市外転出等により全産業における事業所数が減少傾向にあるので、小規模事業所については融資支援策等だけでなく細やかな支援が必要となってくる。各事業所が処理すべき事業主・従業員に係る社会保険等の申請・届出の手続きについては、全ての事業所が人的要因を備えているとは限らないので、市が、手続きを代行し事業所の支援をしていくものである。そうした支援策により中小企業の誘致を図り、雇用の拡大につなげることができ、地域経済を活性化するものと期待できる。 代替措置: 対象となる企業は、従業員数等の少ない小規模事業所に限定されることから、既存の事業所・社会保険労務士に与える影響は少ないと考える。	埼玉県	志木市	厚生労働省
1031020	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条に規定する労働保険事務組合の緩和	現行法では、労働保険事務組合になり得る組合又は団体が規定されているが、市が社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を行うことが可能になれば、労働保険事務組合に準ずる団体になりうると考えられるので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条にある労働保険事務組合の他に市を加えるものとする。	市が、市内の小規模事業所(従業員20人以下)を対象とし、社会保険労務士の有資格者である職員等を業務にあてることとし、1.健康保険、厚生年金保険新規適用届をはじめとする各種書類の作成・手続き 2.厚生年金をはじめとする各種年金給付裁定請求書の提出 3.雇用保険、労災保険の保険料の納付事務及び各種書類の作成 4.就業規則をはじめとする会社規定の作成 5.保険料の納付代行 6.その他労務に関する相談・指導等をする。	近年、市内の事業所は、市外転出等により全産業における事業所数が減少傾向にあるので、小規模事業所については融資支援策等だけでなく細やかな支援が必要となってくる。各事業所が処理すべき事業主・従業員に係る社会保険等の申請・届出の手続きについては、全ての事業所が人的要因を備えているとは限らないので、市が、手続きを代行し事業所の支援をしていく。そうした支援策により中小企業の誘致を図り、雇用の拡大につなげることができ、地域経済を活性化できる。そして、市が労働保険事務組合に準ずる団体に該当すれば納付した労働保険料の額に対応した報奨金が得られ、事務の経費の一部とすることができより貢献できるものとなる。	埼玉県	志木市	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1031030	国民年金に係る市への法定受託事務の規制撤廃	現行法では、公的年金は政府が管掌し、国民年金の事務の一部を市が法定受託事務として行うこととなっていますが、市民の利便性、事務の効率性や経費削減の観点から、市が施設等を提供し、国が執行機関として「(仮称)地域年金センター」を設置することにより、この(仮称)地域年金センターにおいて、厚生年金及び国民年金の事務を一括して行うことができ、このことにより、市への国民年金の法定受託事務の規制を撤廃するものである。	公的年金(厚生年金及び国民年金)に関する全ての相談や、裁定請求書の提出が市民の身近な場所で可能とするものである。現行では、公的年金の窓口事務が社会保険事務所と市の2カ所で役割分担して行われているが、大多数の市民は、年金に関する相談場所や、裁定請求書の提出先などの正確な区別がほとんど理解できていない状況にある。このため、国の協力の下にこの事業を実施するものであり、具体的には、市が施設等を無償で提供し、国において、この施設に執行機関として「(仮称)地域年金センター」を設置していただき、民間活力などを導入して、公的年金(厚生年金及び国民年金)に係る窓口事務等を一括して実施していただくものである。	第8次提案において、厚生年金及び第3号被保険者の裁定請求書の受理を、市において行うことが可能となるよう「老齢厚生年金の裁定請求受理機関の拡大」の提案をしたところ、厚生年金に係る事務を市町村で実施することについては、現時点では無理との見解であり、認定に至らなかった。そのため、今回も同様の趣旨で、事業内容を変更し再提案するものである。 なお、提案理由は別添のとおりである。	埼玉県	志木市	厚生労働省
1035010	障害者支援施設等との役務提供にかかる随意契約の可能性	地方自治法施行令で定められている地方公共団体が随意契約を行うことができる範囲について、障害者支援施設等から役務提供を受ける場合も対象とする。	社会福祉団体や障害者支援施設等が行う事業で、その事業に従事する者が主として障害者であるものに係る役務の提供を地方公共団体が受ける場合、随意契約を可能とする。役務の内容については、公園の清掃業務等、単純労務でかつ反復する業務を想定している。(別紙有)	就労促進が大きなテーマの一つである障害者自立支援法が施行された中、障害者に対して「働く場」を創出する必要がある。役務提供が随意契約の対象とされていない現状では、事業規模拡大には限度があり、「働く場」の拡充は難しい。障害者福祉の増進という政策目的の観点から見れば、物品購入と役務提供の両者は共に目的になじむものであり、役務提供のみ随意契約の対象でないことは不適切と考えられる。また、第9次提案の省庁回答「知的障害者授産施設等がどのような役務提供を行うのが法令上明らかでなく、施設の所管省庁により役務提供が施設の目的として明確に位置づけられるならば検討の余地がある。」については、骨太の方針で、努力する意欲はあるが障害等のために困難な状況に直面している人の「再チャレンジ」支援を図るとされており、この観点から、国策として各省庁が一体的に法令上の問題点等の課題を解決し、本提案を実現頂きたい。(別添有)	岐阜県	岐阜市	総務省 厚生労働省
1037020	点字図書館における録音図書への貸し出し要件の緩和	著作権法において「専ら視覚障害者向け」に限定されている貸し出し対象者について、「視力の衰えた一般の高齢者等にも貸し出し可能」であることを明確化する。	北九州市視覚障害者情報提供施設(市立点字図書館)では、現行法に基づき、著作権者の許諾なしに録音図書を作成し、視覚障害者に限って貸し出し業務を行うことができる。 視力が衰えた一般の高齢者にも許諾なしに貸し出し可能であることを明確化することにより、利用者のニーズに広くかつ効率的に対応できるようにする。	「視覚障害者」の基準が明確でないため、北九州市では身体障害者手帳の有無をもって視覚障害者の客観的な判断基準としている。したがって、視覚障害と同等レベルの視力であっても身体障害者手帳を交付されていない人や、視力の衰えた一般の高齢者に対しては、貸し出しを行っていない。 このため、通常の活字本は読むことが困難であり、録音図書が必要としている方々に対して事実上貸し出しが制限されることとなる。 そこで、新たに定めた判断基準をクリアすることを条件として、身体障害者手帳を持たず視覚障害者とみなされない視力の衰えた一般の高齢者等に対しても著作権者の許諾なしに貸し出し可能であることを明確化することが必要である。	福岡県	北九州市	文部科学省 厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1039010	福祉事務所が行う無料職業紹介事業の届出等の取り扱い緩和	福祉事務所が生活保護受給者に対し、福祉事務所の業務として無料職業紹介事業を行うことを可能とする。	無料職業紹介事業を行うことを福祉事務所の長に包括的に許可し、福祉事務所が生活保護受給者に対して、生活保護世帯の自立支援(就労支援)の一環として無料職業紹介事業を行う。また、より効果的に無料職業紹介事業を行うため、求職者の紹介を受けた求人者からの採用可否の結果と採用しなかった際の理由の通知を義務付ける。	地方公共団体の行う無料職業紹介事業について、福祉事務所の長については包括的に許可し、届出等の手続きを経ることなく、生活保護受給者に対して福祉事務所の業務として無料職業紹介事業を行うことを可能とする。これにより「自立支援プログラム」をより効果的に行い、生活保護受給者の自立を支援する。また、生活保護費支出の削減も期待される。	神奈川県	小田原市	厚生労働省
1039020	要介護認定の再更新認定時の有効期間の緩和	介護保険要介護5の第1号被保険者に対して、再更新認定時に要介護認定有効期間最大24ヶ月を36ヶ月とする。	要介護5の認定者は、いわゆる寝たきり状態の方がほとんどである。そのうち、第1号被保険者の身体機能等は、一般的に年齢とともに低下するため改善は難しい状況であり、要介護5の要介護状態区分の変更は極めて少ないと考えられる。このため、最重度の介護状態である要介護5の第1号被保険者については、要介護認定を更新した時点で、要介護状態区分が要介護5と変わらず認定期間が24ヶ月となった者については、再更新認定時の状況により、要介護認定期間の範囲を36ヶ月まで可能とする。	本市は神奈川県下において、65歳以上の高齢人口比率が20.52%であり、県全体と比較して3%ほど高く、反対に生産年齢人口比率が県全体と比較して3%ほど低くなっている。このような状況で、介護保険については、18年7月31日現在で580人(第1号保険者のみ)が要介護5の認定を受けている。要介護認定の再更新認定時の有効期間を延長することにより、要介護者の家族の負担の軽減を図るとともに、今後増加すると考えられる介護保険の認定事務を簡素化・効率化することが可能となる。	神奈川県	小田原市	厚生労働省
1039030	国民健康保険脱退の手続きの緩和	現行法では国民健康保険の資格喪失の際、世帯主に届出義務が生じるが、社会保険事務所に照会をかけることにより、職権で資格を喪失させることとする。	国民健康保険被保険者の中で、長期にわたり納付がなく接触もできない世帯で、かつ住民税で社会保険料控除を申告している世帯をリストアップし、社会保険事務所へ政府管掌保険の資格の有無について照会をかける。回答結果を基に、社会保険の加入日まで遡って職権で資格を喪失させる。 なお、本市では、平成17年度において、長期にわたり納付がなく接触もできない世帯、約550件のうち、政府管掌保険に約70件が加入していた。そのうち30件については、本人と接触が行えたので、資格喪失手続きを行うことができたが、40件については資格喪失の処理をするまで至っていない。	国民健康保険の資格及び賦課の適正化並びに保険料の適切な徴収は、国民健康保険制度の維持に重要であると考えられる。 特に資格の適正化については、被用者保険への加入喪失の情報を、国民健康保険者に通知し職権処理を行うことは医療保険の適正な運用に必要であり、全国市長会等においても要望されているが制度改正が進んでいない状況である。 このような中で、長期にわたり納付がなく接触もできない世帯については、すでに国民健康保険から他の健康保険に切り替わっている可能性が高い。このうち政府管掌保険に切り替わっている世帯に対し、社会保険事務所に照会し、その結果を基に職権で資格を喪失させる。このことにより被保険者の届出等手続きを簡素化するとともに、資格状況を適正なものとし、誤った保険証での受診を防止すること等を目的とする。	神奈川県	小田原市	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1044010	医療事故救済特区(事故 調査委員会の調査と調整 する旨の規定の創設)	医療事故発生において、現在の法律では患者、家族が警察に訴えた場合、医師は逮捕される場合がある。医療事故は通常の犯罪と異なる。そこで事故調査委員会の判断が出るまで逮捕などの執行を緩める措置を愛知県内で求めたい。医療現場では医療事故は必ず発生する。現状では突然、医師が逮捕される可能性があるため、医師は多くの患者を抱えながらも、突然逮捕される不安で医療に真摯に集中出来ず、治療中の患者の生命をも危険にさらす可能性も危惧される。そこで事故調査委員会が結論を出すまで逮捕の執行を猶予する措置を求める。	愛知県の主要機関メンバーで理事が構成される日本医学歯学情報機構が中心となり、適正な医療事故の調査を行う。その結果を警察に提出し、この報告書をふまえて審査を行う事により、警察は専門家による詳しい情報を入手するとともに、いわゆる患者よりの一方的な情報による誤認逮捕を防ぐことが出来る。さらに医師はその間に現在治療中の患者への対応等の手配が可能となる。(詳細別紙)	医療界においては医療の高度化、国民の高齢化により医療事故の多発、また患者の医療不信により警察に届け出て刑事事件として対応する事例が生じている。しかも医療を受ける患者は健康状態ではなく医師自身過労などにより一生懸命従事しているに問わず、発生した事故に対して、何故、犯罪として取り扱われなければならないのか、という思いが強い。現状の刑法においては想定外の状況であると考ええる。医療事故においては逮捕される前に十分事故調査が専門家らにより行われ、これを参考にして捜査機関は対応するシステムを政令または省令として目指すための特区においてモデル化を試みる。	愛知県	特定非営利 活動法人 日本医学歯 学情報機構	警察庁 法務省 厚生労働省
1049010	診療情報の提供に関し、 その提供方法・利用方法 診療報酬算定条件の緩和	現行法で規定されている診療情報について、一定の要件を満たしている場合には、情報管理人又は情報管理団体に提供されたものも医療機関に診療情報を提供したもののみならず、これら法人等より同情報を交付された場合は原始情報提供医療機関から交付されたものとみなし、同情報に関する診療報酬を算定することを可能とする。また、同情報を医師の処方箋もしくは調剤指示書とみなすことを可能とする。	診療情報を第三者機関に保存すること等により、大規模災害時等の患者に対する適正な医療及び投薬の確保を目指す。具体的には、医師が診療情報を提供したり、処方箋もしくは調剤指示書を交付するにあたり、現行法規定の書式は文書によるものであるため、災害時等の紛失・誤棄や保存時の改ざんの危険性があることから、その提供方法等に新たな選択肢を加える。その方法にあっては、IT技術を利用するものとし、情報利用に関しては使用制限を設ける。これにより災害罹災時や避難時、緊急受診等でかかりつけ医師による診療が不可能な状況においてもスムーズな医療や投薬が提供されるようになり、医療費の抑制にも繋がる。	【提案理由】三重県は東海及び東南海地震や豪雨等の大規模災害の発生、医療機関の遠隔化等により、患者が継続した医療を受けることが困難となる場合が多々予想されている。しかし現行法では診療情報等を記載した文書を携帯していなければ、継続的な医療の確保が難しい。そこで、本特例措置により診療情報を情報管理第三者機関に保存、活用することにより、災害前等より継続した医療が受けられるようになる。また、出張や旅行先での緊急時にも同情報を利用することができるようになり、 unnecessary 検査等も削減され、医療費の抑制も期待できる。 【代替措置】情報の提供及び利用方法を充分な保護の下で限定することにより、診療情報等の交付は書面でなくとも、第三者機関による電磁記録として行えばその信頼性は確保できるものと考ええる。	三重県	個人	厚生労働省
1053010	鍼灸治療の療養費取り扱いに関する規制緩和	はり、きゅう施術の療養費支給に必要とされる、保険者の鍼灸療養費支給確認書たる医師の同意書又は診断書を、厚生労働省厚生労働科学研究事業の長寿科学研究「慢性関節リウマチに対する鍼灸治療の多施設ランダム化比較試験」及び「高齢者の筋・骨格系の痛みに対する鍼灸及び徒手治療法の除痛効果に関する基礎的および臨床的研究」のEBMに基づき添付撤廃。 発生原因の明確な柔道整復術療養費適応疾患を鍼灸施術にも適応し同意書・診断書の添付を撤廃。	EBMのある鍼灸施術方法に従って施術を行うことで同意書に代える仕組みを確立する。 柔道整復の施術は、発生原因が明確で疲労回復のためではない。柔道整復術とも重複する頸椎捻挫後遺症等の鍼灸治療について同意書を撤廃する。宮崎県内には昭和39年から国民健康保険被保険者を対象とした鍼灸の補助制度があり42年の歴史を誇ります。この制度では同意書の規制が緩和され、慢性病等に対して力を発揮してきました。現在、優れた制度に成長し支持され続けています。宮崎県の鍼灸は行政の強力なご支援の下、人々の健康に寄与し続けています。規制緩和の基に国保被保険者にとどまらず広げる事で社会性のある事業を実現できます。	鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、保険者が療養費を支給するために必要な科学的根拠を補完するための確認書である。従って、確認のために必要とされる書類は、発生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確となる科学的根拠を備えた理論及び施術方法の確立により置き代えることができる。 特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部リウマチ・アレルギー-内科、東京女子医科大東洋医学研究所、埼玉医科大東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしかるべきであり健保被保険者等に研究補助金を還元すべきである。これは保険者の求めるEBMであり、この施術方法は科学的補完的確認書を超える科学的根拠となる。 鍼灸治療では、頸椎捻挫後遺症等の柔道整復術の療養費適応疾患と重複する治療もある。これも同意書診断書を撤廃するための根拠となる。	宮崎県	社団法人 宮崎県鍼灸 マッサージ 師会	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1054010	純銀板を入れ歯に貼りつけ純銀から出る銀イオンで口の中の菌を少しでも少なくする抗菌義歯として純銀板の貼り付けとその効能書きをパンフレット及びポスターに書く要件の緩和	「医療機器としての承認を取らなければ広告が打てない」という基本はよく理解できます。しかし、私の使う金属は歯科用銀地金(純銀)です。これを入れ歯に貼り付けているだけです。この銀地金には厚生省の定義があり、歯科用合金の原料として用いる銀地金を主として歯科用修復及び器材の作製に用いる。従って歯科用の銀地金には厚生省の承認が必ず必要になるはずで、今回、品目毎に承認を取らなくとも広告が打てるように大幅な規制の緩和をお願いします。	技工士の収入は歯科医の3分の1、労働時間は毎日10時間を越えており、何とか努力をしようにも今の医療体制では到底向上は見込めません。後は新しい分野を開拓する以外ないのが現状です。自分達だけでなく、区域だけでもいいのですが、苦しい技工士全体の為を思うと、この抗菌義歯は侮れないものがあります。現在の技工料金の(歯科医に値引きを半ば強制されている)10%は上がります。健保とは違い技工士独自の発案であるので、料金は歯科医n%、技工士n%とはっきり決められるメリットと安心感があります。	現状の規制の問題点は純銀は歯科用銀地金とあるように安全がほぼ確立した事実があるのにも関わらず品目毎に承認を取らなければならないのは零細企業にとって目的を目前にして足止めされている状態です。全くの新製品であれば安全有効が先決ですが、歴史があり成分不変の純銀は過去の経過も考慮して欲しい。愛知県の薬務化では銀の薬害の報告はないが前例が無い為許可出来ないと言いつつも前向きな助言や資料を頂きました。その中で、純銀に一定以上の湿気があれば銀イオンが発生し、その銀イオンに触れた菌は死滅するという事実があります。この事実を生かしてほしい。もし、特例の適用にあたって、何らかの弊害が発生した場合は入れ歯を外してしまえば良いだけです。責任主体は歯科医師ですが、PL法にも入ります。	愛知県	個人	厚生労働省
1059010	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等広告制限の緩和	現行法で規制されている、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項についての広告制限を緩和する。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の施術所に関する広告については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条第1項及び柔道整復師法第24条第1項において列挙されている事項に限定されており、また、第2項において、「広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない」とされているが、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項についての広告制限を緩和し、消費者に対し有資格者の情報を正しく提供する。	無資格者による「クイックマッサージ」等が氾濫しているため、消費者に対し有資格者の情報を正しく提供する必要がある。一方で、健康情報に対する消費者のニーズの高まりの中、業界や視覚障害者団体からの要請もある。また、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は事実であり、これらの広告制限を緩和しても、不当な広告により消費者が誘引され、不適切なサービスによる被害を受ける等のおそれは少なく、また、消費者もこれらの情報を求めている。	大阪府	大阪府	厚生労働省
1060010	身体障害者療護施設における高齢者の介護保険法に基づく短期入所生活介護(ショートステイ)の利用	身体障害者福祉法の規定に基づく指定身体障害者療護施設の一部(空きベッド)を、近隣において、介護保険法の指定に基づく短期入所生活介護(ショートステイ)事業所を利用することが困難な高齢者が、利用できるようにする。	高齢者の在宅介護支援のためには、介護保険法の短期入所生活介護の利用が重要。しかし、同短期入所生活介護については、希望に応じた利用が達成されていない実態が存在。一方、身体障害者療護施設については、入院等による空きベッドが存在し、その効率的活用が求められている。このため、身体障害者療護施設については、本来の目的を損なわない範囲内で、一部を同短期入所生活介護として利用することを可能とし、これにより、高齢者の身近な地域での生活を継続できる環境整備及び地域資源である身体療護施設の有効活用に寄与する。	短期入所事業所においては、それぞれ各法の指定を受けている場合であって空きがある場合には、身体障害、高齢者相互に利用することは現行制度においても可能であり、こうした措置を身体障害者療護施設について、同施設の本来の目的を損なわない範囲内で、入院等による空きベッドについて拡充する。なお、身体障害者療護施設は、身体障害者であり常時介護を必要とする方を対象に、治療及び養護を行う入所施設であるが、国庫補助を得て整備された施設は、用途変更になるため介護保険法の事業者指定を受けることはできない。また、介護保険法において、身体障害者療護施設の指定(空きベッドの利用)は想定されておらず、かつ、実態上も同法の基準に適合することが困難。	京都府	京都府	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1063010	在留外国人の介護福祉士への養成と国家資格取得後の老人介護施設での就労	外国人介護福祉士の研修・就労の受入れは、18年9月にフィリピンとのEPAにて一部解禁されたのは、周知の事実である。しかし、今後、介護を必要とする高齢者は激増し、今回の受入れ枠では十分とはいえない。そこで、老人介護施設の整備に伴い、介護人材を特に必要としている地域には次の規制を緩和する。留学卒業生などで、日本に在住する外国人で、一定レベルの語学力と見識を持った者を介護福祉士として養成し、国家資格取得後の就労を認める。	外国人留学卒業生の日本での就職率は、約20%で、就職したくても就職が出来ない者が多数いると予想される。日本語を習熟し、日本文化を知る大学卒業生に、更に就学・専門学校卒業生などで且、母国の大学卒業生または母国の看護師資格を持つ者を介護福祉士として養成し、就業の機会を拡げ活用する。横浜市は日本最大規模の政令市で、高齢人口も急増し、それに伴い介護施設を増設しているが、介護人材の不足が顕著である。開港150年間近な国際都市として、高齢社会への対応は待ったなしの必須要件であり、国際貢献も担いたい。	横浜市では、現在第3期介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホームを急ピッチで整備している。加えて、有料老人ホームの増設も進んでいる。高齢社会の進展により高齢者施策はますます重要になるが、介護分野で働きたい人材は反対に先細りの状況にある。世界でも高齢化が進む国は多く、特に中国においては、今後、高齢化の進展は顕著になると考えられる。外国人留学生などに就労の機会を与えと共に、世界で最も高齢化の進んだ日本の現状とその先進技術を学んでもらい、そこで得た知識や技術を帰国した後に母国で活用してもらう。一方、急激な整備で人材の確保がままならない横浜市内の老人介護施設運営の安定を図る。	神奈川県	横浜市健康福祉局、横浜市福祉事業経営者会、日総ニフティ株式会社、横浜市社会福祉協議会、横浜市福祉サービス協会、NPOグローバル人材育成協会	警察庁 法務省 厚生労働省
1065010	短期民泊営業における旅館業法並びに消防法の規制緩和	短期間の民泊営業について、旅館業法施行令に定める構造設備基準と、消防法に定める消防設備条件の適用を除外する。	毎年8月第四土曜日に行われる「全国花火競技大会」のみならず地域内花火大会開催時に、市内一般民家において短期間(2日～1週間)、客一人当たり1泊5千円程度の宿泊料金による民泊営業を実施推進させ以下の効果を得たい。 1. 花火大会会場への観客流入流出時間の分散化による交通渋滞の緩和。 2. 観客の地域滞在時間の増加による経済効果増。 3. 民泊の宿泊費収入による経済効果増。 4. 大会運営への一般市民参加促進による街の活性化。	大仙市は花火大会を含め、年間を通じ全国有数の花火打ち上げを行っている。特に全国花火競技大会(大曲の花火)は通算80回を数え、一晩に70万人を集める大会となったが、交通渋滞、宿泊施設の不足により地元への経済効果は留まっている。また、花火大会時以外の時の宿泊需要は少なく新たなホテル、旅館等の進出は望めない。観客の多くは市内以外に宿泊地を求め、大会前後には交通渋滞が発生している。また、大仙市にとっても観客が当地に宿泊せず、他地域に移動してしまうので十分な経済効果を得るに至っていない。そこで、市内一般民家において短期有料の民泊を実施し、問題を解決し経済効果を得たいが、旅館業法の規制を受けると想定される。旅館業法施行令に定める構造設備基準の適用を除外し、農家民泊特区における消防法の消防設備要件省略と同様に、簡便な申請により短期一般民家宿泊を実現させたい。	秋田県	花火ときめきチーム	総務省 厚生労働省
1073010	観光客等に対するオウレン販売(「観光オウレン畑」開設)の容認	特産物であるオウレンを地域の観光資源と捉え、キャンプや観光で大野市を訪れる訪問客が、有償で自家消費のために摘み取り、持ち帰ることのできる「観光オウレン畑(仮称)」の開設を容認する。	オウレンは、生薬(胃腸薬)として国内の消費者には根強い人気がある。そこで、栽培林家(3組合、約60数軒)の管理の下、キャンプや観光のために本県大野市を訪れる訪問客自らが、自家消費するためにオウレン畑に入り、オウレンを摘み取ってもらうための「観光オウレン畑(仮称)」を開設する。これにより、植付けを行っても収穫しないまま放置していた生産林家の所得が回復するとともに、平均寿命が男女とも全国第2位である健康長寿県という本県の特長を活かした都市と農村との交流を促進することで地域の活性化を実現する。	福井県大野市は、平成14年頃までオウレンの生産量(=製薬会社との取引量)が国内生産量の約6割を占める日本一の生産地であったが、中国産オウレンが安価なことから製薬会社からの需要がなくなり、現在、栽培組合では栽培したものをそのまま放置している状態にある。また、生産者自らが販売するための方策を検討してきたが、医薬品であるオウレンの製造や販売には、薬事法に基づき製造販売業の許可等を取得する必要があるが、許可等の基準が非常に厳しく、生産林家が許可等を取得することは事実上困難である。そこで、これまで栽培してきたオウレンを、地域の観光資源として活用できるようにすることで、生産林家の所得向上と都市と農村との交流促進による地域の活性化を図りたい。			

09 厚生労働省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1076012	民間企業による介護福祉士養成施設の設立を可能とする。	現在民間企業による介護福祉士養成施設の設立は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人に対する入学、資格取得を可能とする。	介護従業者は慢性的な不足状態の上に、質の低下を危惧される状態にあり、今後その充足のため、実践に重点をおいた教育及び常識力豊かな人材育成を行うため、介護従業者希望者、特に外国人介護従業者に対して介護福祉士等の資格取得のための専門学校を民間企業にて運営し、当該施設において就労場所も同時提供し、彼らの生活の安定を図る。又、既資格取得者に対し、認知症介護の専門家として再教育を行い、ターミナルケアを含む認知症介護の発展を目指す。(別紙詳細添付)	交通の利便性に加え、歴史的文化財も多くある土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉学両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育)を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付)	奈良県	ウェルコンサル株式会社	厚生労働省
1076013	外国人介護従業者に対し、入学資格を緩和し、資格取得を可能とする。	現在民間企業による介護福祉士養成施設の設立は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人を多く受け入れ、資格取得を可能とする。	介護従業者は慢性的な不足状態の上に、質の低下を危惧される状態にあり、今後その充足のため、実践に重点をおいた教育及び常識力豊かな人材育成を行うため、介護従業者希望者、特に外国人介護従業者に対して介護福祉士等の資格取得のための専門学校を民間企業にて運営し、当該施設において就労場所も同時提供し、彼らの生活の安定を図る。又、既資格取得者に対し、認知症介護の専門家として再教育を行い、ターミナルケアを含む認知症介護の発展を目指す。(別紙詳細添付)	交通の利便性に加え、歴史的文化財も多くある土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉学両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育)を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付)	奈良県	ウェルコンサル株式会社	警察庁 厚生労働省
1076020	同一事業所における認知症グループホームのユニット数及び入居者地域制限の許可緩和	現在進行中の医療モールに隣接して、介護保険法及び運営基準の緩和及び撤廃を受け、複数ユニット及び入居者の地域制限にとらわれないグループホーム運営を実現する。	現在のグループホームでは、認知症の原因である医学的疾患、精神的疾病、及び加齢によるもの等の入居者区分はされておらず、各市町村毎の一律的なケアがなされている状態である。少数ユニットにおいて内容ごとにわけた運営を行い、症状や生活環境等による入居者の区分わけを実現し、その為にも幅広い地域からの入居者を募り、医学的・介護的治療を行い、今後の認知症ケアの指針となる介護方法の確立を目指す。(別紙詳細添付)	大和郡山市は県庁隣接地で歴史ある町にしては地場産業も廃れ、福祉も充実した町とは言いがたい状況にある。大きな社会問題となっている認知症に対する治験を行うことにより、新しい福祉の街づくりを目指す中で、当該施設建設予定地は交通の利便性に加え、緑豊かな自然も多く残る田舎の土地である。認知症高齢者も地域社会の一員である以上、児童や職業訓練生等との共存の場所作りの為にも、特区による規制撤廃、緩和により、実現を目指したい。(別紙詳細添付)	奈良県	ウェルコンサル株式会社	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1077010	介護保険制度の円滑な推 進	介護保険制度に伴う指定居宅サービス 等の事業の人員、設備運営に関する基 準の緩和について	介護保険制度においては、法第70条において、指 定居宅サービス等の事業の人員、設備運営に関す る基準(平成18年3月31日厚生省令第79号)を遵 守しなければならない。この、基準のなかの「指定訪 問看護ステーション」に関して、保健師等の配置2. 5人の最低基準の緩和をしていただきたい。町内 では、唯一社会福祉協議会が同事業を運営してい るが、赤字であるため廃止したいという意向があ る。利用者にとっては在宅生活を可能にする大切 なサービスであり、行政としては運営の存続を依 頼しているところである。	現在、吉賀町においては社会福祉協議会が2.5 人の看護師を配置して、「訪問看護ステーション」 を運営している。当該事業所での損益分岐上の利 用者数は35名程度であると推測しているが、平 成18年10月1日現在の利用者数は20名であ る。現状では、利用者の急激な増が生じる状況 にはないが、苦しい経営が続くこととなる。「訪 問看護ステーション事業」は高齢者の在宅生活 を支える必要不可欠なサービスであり、廃止す ることはできないと考えている。経費の大半が人 件費であることから、1.5もしくは2名であれば 、収入と支出のバランスがとれ、安定した経営 が保てる。可能であれば、下限2.5名を2名も しくは1.5名に緩和してほしいと考えている。ま た利用増が生じた場合は、臨時職員等の対応で ニーズを満たせると考えている。	島根県	吉賀町	厚生労働省
1078010	死体解剖に関する要件の 緩和及び適用の拡大	現行法で規定されている死体解剖につ いて、医師及びコメディカルスタッフの 医療技術研修、医療技術の研究開発 及び医療機器の研究開発の目的で死 体解剖することを可能にする。また、大 学等以外の要件を満たした施設におい ても、それらの目的で死体解剖するこ とを可能にする。	医療技術研修及び医療技術・機器の研究開発を行 う産・学連携の総合医療研修・研究施設の設立 により、医療の質の向上と安全に寄与すること を目指す。具体的には、施設において医療技術 研修及び研究開発を模型、豚及びシミュレー ター等に加えて死体を使用することで効果的 に行う。先端医療技術・機器には患者への侵 襲の低減、医療の効率化等が期待される。例 えば整形外科領域のMIS人工関節手術では 入院期間の短縮(概ね14日以内)が可能であ り、医療費抑制に貢献し得る。医療技術の向 上と安全な普及のために医療従事者及び研究 者に死体の使用を含めた総合的な医療技術 研修・研究開発の機会と場を提供する施設を 設立し運用する。(別紙1参照)	社会環境等の変化により先端医療技術・機器 への期待と要求が高まっているが、その恩恵 と共に新たなハザードの発生によりリスクが大 きくなるという反面を持ち合わせている。リス ク低減策として、医療技術・機器の研究と 共に医療従事者が効果的な研修を受けら れる総合的な枠組の構築が必要である。それ により、従来のOJTだけに頼ることなく、医 療技術の向上と安全な普及が期待できる。し かし、現行法では死体解剖は病理解剖、系 統解剖(正常解剖)等に照準され、医療技術 研修や医療技術・機器の研究開発については 明文化されていないため、事実上行うこと ができない。ただし、現行法の目的は死体 解剖の適正を期することによって医学の教 育又は研究に資することである。そこで、本 特例措置により、死体の使用を含めた総合 的な医療技術研修・研究の枠組を構築し、 医療技術研修・研究施設を設立すれば医療 の質の向上と安全に寄与することができる。 (別紙2参照)	愛知県	任意団体 MERI Japan	厚生労働省
1080010	医学部入学定員要件の 緩和	「医師の需給に関する検討会報告書」 (平成18年7月28日)の内容を踏まえ、 人口に比して国公立大学医学部等の 定員が少ない県に対して、定員の暫 定的な調整を容認し、現定員とは別 枠の定員を認める。	県が養成するべき地医療従事者を義務づ ける医師については、現定員とは別枠の 定員とすることにより、へき地におけ る医師不足の解消を目指す。具体的には 、国公立大学医学部等において、大学 が入学を許可した者に対し、県内のへ き地における医療従事者を前提とした 修学資金の貸与を行い、大学卒業後、 県の指定する医療機関で一定期間勤 務すれば修学資金返還を免除すること とし、その対象者については、大学の 現定員を増やすことにより対応する。	へき地を含む地域における医師の確保 は全国的な問題となっているが、本 県においてもへき地における医師不足 は深刻であり、地域住民が安心でき る医療の確保に苦慮している。その ため、医師確保対策の一環として、 県がへき地医療従事者を義務づ ける医師を養成することは有効であ り、現行定員の増が認められる必要 がある。 平成16年の人口100万人当たりの 医学部定員は全国平均59.7人に対 して、本県は35.8人(全国41位)と 非常に低位にあり、本県のように 県域が広く、都市部とへき地が混 在している県においては、現行の 国の基準では大学の定員増は認め られず、本県の医師不足を解消す ることはできない。	兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1080020	医学部入学定員要件の緩和	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	県が養成するべき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。	へき地を含む地域における医師の確保は全国的な問題となっているが、本県においてもへき地における医師不足は深刻であり、地域住民が安心できる医療の確保に苦慮している。そのため、医師確保対策の一環として、県がへき地医療従事者を義務づける医師を養成することは有効であり、現行定員の増が認められる必要がある。 本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県の医師不足を解消することはできないため、県全体ではなく、2次保健医療圏毎による算定を求める。	兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1080070	保育所入所要件の撤廃	特別の事情(待機児童が無い地域、地域の保育所が「認定こども園」の設定を受けることが困難等)のある地域において、保護者の就労の有無等に関係なく、保育を必要とする乳幼児が保育所へ入所することが可能となるよう、保育所入所要件(保育の実施基準)を撤廃する。	専業主婦家庭等における育児不安や悩み等により、児童虐待などにつながる恐れがあるなど、保育を必要とする乳幼児の受入を可能にする。 非正規雇用者の増加やリストラ等による離職も多く見られる現在、親の就労状況の変化による児童の保育環境の悪化させないようにする。	保育所への入所要件は、保護者が就労、疾病等で十分な保育が受けられない10歳から小学校入学前の乳幼児ということになっている。一方、核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化などにより、近年は、専業主婦家庭における育児不安や悩み等が増大しており、児童虐待などにつながる恐れがあるなどによる保育を必要とする乳幼児は、現行の制度では対応できない状況である。また、非正規雇用者の増加やリストラ等による離職も多く見られる現在、親の就労状況の変化により、保育所に通えなくなることによって、児童の健全な幼児教育・保育環境が確保されない状況となる。このため、全ての就学前児童が保育所を利用できるよう入所要件(保育の実施基準)の撤廃を行う必要がある。	兵庫県	兵庫県	厚生労働省
1080110	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種:織布運転)の滞在期間の延長	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。 播州織業界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。 在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	研修生は、現行3年間の滞在期間では播州織りの製職準備工程を習得することしかできず、派遣元企業から要請されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得があって初めて派遣元企業が期待する人材の育成に繋がることとなる。そのためには、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。 研修生の不法就労等を巡る問題については、適正に受け入れを行い、事後の管理体制を確立し、問題が発生していないところについて、地域を限定して5年間の受け入れを行うことを認めていただきたい。	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1081010	外国人に関する年金制度 の見直し	外国人研究者等の年金加入期間が通算されるよう、日本と母国との間の社会保障協定締結国を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさず帰国する場合の脱退一時金について、在留期間5年の納付期間に対応した支給を行う。	<p>大型放射光施設Spring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業</p> <p>播磨科学公園都市では世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている。</p> <p>これまで、特例措置(501～503、504)を活用して外国人研究者の受入れ促進を図っているが、特例措置によりその在留期間が延長されていることから、加入が義務づけられている年金について、その脱退一時金の支払いの見直しに関する要望がある。</p> <p>そこで、社会保障協定対象国の拡大及び脱退一時金の見直しを行うことにより外国人研究者の受入れ環境の向上を図り、国際的な研究拠点の形成を目指す。</p>	<p>年金制度については、社会保障協定により二重加入等の問題の解決が図られてきているが、現状受入を行った外国人研究者のうち当該協定の締結がされていない国(ロシア、ポーランド、インド)からの受入もある。そのため、受入れた外国人研究者の年金について、取扱いの格差をなくすため早急に当該協定の締結について推進していただきたい。</p> <p>受給資格を満たさない場合、年金保険の脱退一時金が請求可能であるが、3年までの保険料納付期間ではその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支払われるものの、3年以上では一定額しか支給されない。</p> <p>そこで、加入が必要な年金保険の脱退一時金についても、支給上限年数を引き上げ、納付期間に対応した一時金の支払いを可能としてほしい。</p>	兵庫県	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	外務省 厚生労働省
1082040	非常勤嘱託員に特別社会福祉主事資格を付与する	地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員に特別社会福祉主事資格を付与することで、国民生活のセーフティネットである生活保護を、納税者からの理解を得られる、真に生活困窮者の自立を助長する制度としたい。	地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員に特別社会福祉主事資格を付与することで、国民生活のセーフティネットである生活保護を、納税者からの理解を得られる、真に生活困窮者の自立を助長する制度としたい。	生活保護受給者が増加する中、悪質な受給者による不正受給も少なからず発覚しているが、このことは決して納税者の理解を得られるものではなく、国民生活のセーフティネットの根幹に関わるものであり、早急な対策が不可欠である。しかし、真に保護を必要とする市民の生活保護申請権を侵害しかねない窓口対応は許されず、また、保護開始後の資産の発生や収入の有無などを詳細に把握するためには、申請者や受給者の資産・環境を詳細に調査し、その後の法的手続に関する専門知識を有した人材の活用が不可欠である。だが、正規職員の増員は、今日の効率的な行政運営に逆流する。そこで、これらの人材を非常勤嘱託員として採用し、生活保護の現業活動を行うことを可能とするため、社会福祉法第19条の特例を設け、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員に特別社会福祉主事資格を付与したい。	埼玉県	草加市	厚生労働省
1083010	前期高齢者の自己負担割合の収入等判定基準における、被用者保険と国民健康保険間の統一基準の設定	前期高齢者の自己負担割合を判定する際の根拠となる収入等について、現在は被用者保険は報酬月額を基に、国民健康保険(以下、国保)では前年中の住民税課税所得を基にしていて、各々異なる基準を設定しているが、加入している健康保険によって判定根拠が異なる現状では被保険者間の平等を保つことができないため、被用者保険と国保間で統一した基準を設定する。	前期高齢者の自己負担割合を判定する際は、被用者保険及び国保等を含めたすべての健康保険で前年中の住民税課税所得で判定するように統一する。国保に加入している前期高齢者にとっては、現年中の収入で自己負担割合を判定することは不可能であるため、被用者保険の判定基準を国保に合わせ、更新の際は課税証明書等の提出を求めて判定する。すべて住民税課税所得で判断することで平等な取り扱いができるほか、所得ベースのみで判断ができるため、複雑な事務が解消され、事務の簡素化を図ることができる。	現在、前期高齢者の自己負担割合は、被用者保険では報酬月額を基に、国保では前年中の住民税課税所得を基に判定している。つまり、被用者保険では当年の給料のみで判定している一方、国保では前年中のすべての収入を合わせて判定している。同じ自己負担割合であるにもかかわらず判定については異なる基準を用いるということは、被保険者にとって不平等な措置である。例えば、被用者保険から国保に移行する場合、それまでは当年の報酬月額で1割負担と判断されていたが、国保に移行して前年中のすべての収入を基に判定した結果、3割負担になるというケースもある。(加入する健康保険によって負担割合が変わるケースは別紙1のとおり。)よって、被用者保険と国保で統一した判定基準を設定し、すべての健康保険被保険者を平等な基準で取り扱うことは、制度の信頼を保つうえでも必要不可欠であると考えられる。	東京都	稲城市	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1086010	ヘアカット専門店における 理・美容師混在運営の認 可	現行法では、理容師は理容所として届出されている店舗で、美容師は美容所で届出されている店舗でのみ従事が可能となっているが、広義の意味での「ヘアカット(髪の毛を切ること)」に特化した専門店においては、届出に紐付けされることなく従事することを可能とする。	ヘアカット専門店での理美容師混在従事が可能となることにより、雇用機会損失の防止、雇用機会の向上、顧客満足度の向上を目指す。具体的には、現在の理容所届けの店舗に美容師を、美容所届けの店舗に理容師を配置し、「ヘアカット専門店=髪を切る店」との認識しか持っていない顧客のヘアカットに関するすべてのニーズにお応えできる体制を整えることができる。また、特定の店舗で働きたい理美容師が資格基準不一致のために退職せざるを得なくなったり、求人応募時点で不採用となったりするケースをなくすことで、求人、研修、通勤交通費、引越し等のコスト削減にもつながる。	提案理由:1.要請施設において、理容師は短髪刈込、美容師は長髪カット技術を中心に教育を行われており、その両分野の技術を提供できる店舗環境を整え顧客満足向上に繋げたい。2.基本的に理容師法、美容師法における衛生基準は同様のものであるため、少なくとも有資格者である理美容師が運営を行う以上、安全性に問題はない。3.技術不足による顧客とのトラブルはヘアカット専門店のみ起こるものではなく、すべての理美容所共通の課題である。代替措置:理美容師の資格を店舗内(もしくは名札等)に表示することで、顧客への資格選択の自由を設ける。	東京都	キュービー ネット株式 会社	厚生労働省
1087010	先端医療を行うための条件の緩和(先端医療の条件の見直し。診療側の条件の緩和。大病院のみが先端医療を担えるとは限らない。)	先端医療を行う診療側の認定方法の改善 先端医療を担えるのは特定の大病院だけではなく、小規模な診療所でも優秀な医師さえいれば充分担えます。先端医療に取り組む姿勢が最も重要であると考えます。患者と直接毎日接し、先端医療を施せるのは小さな診療所です。小さな診療所(規模を撤廃しても)加えることで、医師同志の公正な競争がおき、医師の質の向上、底上げが可能になります。	個別化医療を取り入れたがん外来化学療法と、最先端の血清プロテオーム解析による超早期診断を目指すことに特化した診療所は、こちらにおいて他にはないもので、研究で得られた成果をそのままトランスレーショナルリサーチの実践可能な診療所として、混合診療特区の見本となると考えます。 具体例 1)血清プロテオーム解析で得られた結果を超早期診断に応用する。 2)日本で未承認で外国で承認され有効であることが証明されており、ほかの保険薬に無効な場合についての未承認薬の使用。	先端医療の認定を受けている大病院(先端医療はある医師の数と症例数などの関係で大病院に限られている)で一次治療を受け、保険診療で有効な薬剤がなくなったがん患者に限って、外国で承認され有効性が認められている日本では未承認の薬の混合診療を認めることで、多くのがん患者さんが経済的、精神的、身体的にも大いに救われると同時に、無駄な保険薬の使用の歯止めにもなる。	埼玉県	医療法人財 団宝積会	厚生労働省
1092010	“おたっしゃコール”特区 構想として「孤立死ゼロ プロジェクト」事業を実現 するためには、地方自治 体の緊急通報システムな ど電話回線を使って、高 齢者の生命に関するシス テムは、現行のずさんな 保守管理体制を見直し、 管理責任を明確にする 規制改革が必要である。	現在、独居高齢者は405万人に達し、孤独死も増加の一途を辿っている。このような社会現象を防止するには、有効な安否確認システムが機能すれば可能である。地方自治体の緊急通報システムは、高齢者の安否確認や身体のケアに関しては全く無力である。又、保守点検しなくても管理責任は問われないため、通報用電話機や通報装置は、一度設置すると放置や使い捨てが現状であり、税金の無駄遣いになっている。これからは、有効なシステムとして「地域(人的交流)再生ツール」を活用した安否確認システムに税金の有効活用を提言したい。	国は、「孤立死ゼロ・プロジェクト」を来年度に実施する方針だが、私共は、平成14年11月から大阪市内のNPO団体と連携して、平成16年7月から交野市藤が尾地区の人々と連携して、“おたっしゃコール”モデリング事業を実施し、現在もボランティアとして継続実施中である。“おたっしゃコール”とは、定時自動発信機能を備えた電話機を使い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦に、地域の方々が毎日決まった時間に声をかけ、会話をすることで心の交流を図り、住み慣れた地域で安心して自立的に暮らせるよう高齢者をサポートする新しい発想のシステムです。「別紙 事業内容書あり」添付資料	平成17年9月22日の枚方市定例市議会で、緊急通報システムの保守管理問題が質疑され、10月7日には日経BP社の電子自治体ポータルサイトに「緊急時につながらない危険性のある高齢者緊急通報サービス」と題した取材レポートが発表されている。しかし現状の保守管理体制は見直されていないので提案する。大阪市の緊急通報用電話機の設置台数は、枚方市の10倍の規模である。緊急通報用電話機は、毎年3千台(購入単価7万円)を税金で購入している。死亡や移転などにより短期間で利用を中止しても、電話機は回収されず使い捨てが実情である。毎年設置台数の12~13%の電話機が使い捨てられているのが、大阪市の緊急通報受信も保守管理も一括受注しているのが、大阪市社会福祉協議会である。税金の無駄遣いが裏金づくりの温床となっている。これらの構造改革をするために提案する。	大阪府	NPO法人 デイコール サービス協 会	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1094020	県立農業大学校を専修学 校化したうえで、自ら職業 訓練が実施できるように すること	農業大学校が職業訓練を行う場合には公共職業能力開発施設からの委託訓練しか方法がないが、同じ県の組織である農業大学校においても自ら職業訓練を実施できるようにすること	農業大学校に職業能力開発施設を併設し、現在、県の公共職業能力開発施設から委託を受け実施している職業訓練を自ら実施する。	他産業を離転職した就農希望者が、雇用保険の基本手当を受給しながら農業の基礎技術等を習得する職業訓練は、知事の権限に属する公共職業能力開発施設ではノウハウ等の関係から直接実施できないため、同じ知事の権限に属する農業大学校が委託を受け実施しているが、農業大学校が自ら行うことにより、新規就農者確保・育成等、農政施策面から一貫性のある支援が可能となる。	山梨県	山梨県	厚生労働省
1101010	デイサービスの付帯設 備・空間(食堂、浴室、厨 房、デイルーム、トイレ等) の一般利用についての介 護保険法の規制緩和	現行介護保険法では、デイサービスの利用対象者は、要介護認定を受けたものに限定される為、その設備や空間も使用目的が限られているが、同法がめざす高齢者の自立支援と孤立防止のためにデイサービスを24時間、一般開放・共有化できるようにし、デイサービスが地域の多世代交流の拠点となり、地域福祉の向上と地域の元気づくりを応援する役割を担うようにする。	地域に点在する通所介護施設のユニバーサルな構造を、地域社会全体の資源とすることにより、様々な世代間交流が「福祉」というフィルターを通して育まれ、支えあい、ふれあいのある地域づくりが展開することを目的とする。それにより、高齢者が暮らす地域の中で、孤立することなく元気を取り戻せば、介護報酬の抑制につながり、食事を委託する業者も含めた交流促進にむけてのビジネス展開の可能性も広がり、広く地域の活性化と福祉の向上に貢献できる。	地域の閉鎖性が背景ともいえる虐待や孤独死、自殺が後を絶たない中で、公民館やコミュニティセンターよりもユニバーサルなデイサービス設備の一般利用、地域開放を行うことにより、要介護高齢者の地域での生活の継続を可能とし、地域からの孤立感や孤独感の軽減を図ると同時に地域住人の多世代交流と支えあいの暮らしの場の再生を図る。現在、介護保険法や厚生労働省令でも、通所介護の目的が要介護高齢者の地域の中での孤立防止やその家族の心身の介護負担の軽減とされているにも拘らず、その利用対象者のみに使用を限定しているうえ、建築基準法も「福祉施設」という枠で、その用途を限定している。地域交流拠点にふさわしいデイサービスの設備環境とソフトの社会化を促進することで、もっと活気ある地域とふれあいのまちづくりと新しい福祉ビジネスの展開が実現できる。	愛知県	特定非営利 活動法人 雑木林物語	厚生労働省
1101030	デイサービスにおける宿 泊機能を一般開放するこ とについて「旅館業法」の 規制緩和	現在、デイサービスにおいては、介護保険法により、当該デイサービス利用者に限って、宿泊が可能となっているが、この宿泊利用の対象者を地域住民にも拡大し、介護や育児やDV等で悩む人達にも一時避難的にレスパイトでき、24時間相談、研修等を受けられるような地域をつくり、守り、活性化することを目的に、旅館業法からの適用除外に「デイサービス」を明記する。	通所介護施設のユニバーサルな設備環境やほぼ地域の生活圏内に点在している利便性を生かし、特定の要介護高齢者にその宿泊が限定されている機能を一般住人に開放することにより、様々な福祉的ニーズに悩み、苦しむ方々の支援を行う。具体的には、その対象者をデイ利用者の家族、地域で介護を支える当該デイ利用者以外の家族、これから介護を経験する予備軍としての地域住人、障害者介護や育児、病児、DVなどの問題を抱える住人等に広げ、広く地域貢献し、地域福祉の向上を目指すことを目的とする。	<提案理由> 介護保険法では、要介護高齢者が住みなれた地域において24時間切れ間のない生活を継続するサービスとして地域密着型小規模多機能施設が創設されたが、その利用対象はごく限定されている。また夜間介護に多い、せん妄や徘徊などの現実問題がある中で、ショートステイが満床で、いざというときに利用できない状況がある。さらには地域にはライフサイクルごとの様々な問題を抱えた住人が大勢いるものの、縦割りの制度や地域の閉塞性により、身近なところで気軽に相談することもできずに病んだ状態で日々を過ごしている。ところがデイに特定の利用者以外が宿泊することは旅館業法に抵触するとされ、当該利用者以外の高齢者や家族も利用はできない。地域福祉向上のために旅館業法の規制緩和を求める。	愛知県	特定非営利 活動法人 雑木林物語	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1102010	介護保険法における訪問リハビリテーション事業所の設置認可基準の一部緩和	訪問リハビリテーション事業所の設置基準の中において、事業所は病院、診療所または老人保健施設という基準を撤廃し、理学療法士または作業療法士を常勤換算で2.5人以上配置すれば基準を満たすものとする。 (訪問介護事業所では介護福祉士等が常勤換算で2.5人以上、訪問看護士を常勤換算で2.5人以上配置すれば基準を満たすものとする。 訪問リハビリテーションを実施するときには、必ず主治医から理学療法士等への医学的指示によることとする。	訪問リハビリテーション事業所の設置基準には当該事業所が病院、診療所または老人保健施設であることとされている。しかし、病院等では外来や入院治療等が主体であり、介護保険の訪問リハビリを実施していくのは困難な状況である。そこで同じ介護保険制度のなかの訪問看護事業所が看護師配置のみで設置が認められるように、訪問リハビリテーション事業所においても理学療法士または作業療法士のための配置で訪問リハビリテーション事業所の設置が認められるように設置基準を緩和し、訪問リハビリテーション事業所の設置を促し、介護サービスの充実を図る。	本年4月の医療保険制度の一部改正により、病院でのリハビリテーションは短期集中型となり、それ以降のリハビリは原則として介護保険制度が担うものとなった。しかし本市の現状としては、訪問リハビリテーション事業所が少なく、訪問看護ステーションの理学療法士等の訪問看護(リハビリ)が、市民ニーズに対応している。しかし、その訪問看護におけるリハビリも、理学療法士等の訪問が看護師の訪問を上回らないようにという国・県の指導があり、リハビリを継続して自宅で利用したいという市民ニーズに応えることが困難になっている。また、本市では、訪問リハビリテーション事業所を起業し事業を実施したいという理学療法士等の専門職が多いたるが、設置基準が障害となっている。このため、主治医の医学的指示を必須条件として、訪問リハビリテーション事業所の設置基準の一部緩和を行うことで、事業所の新設による介護サービスの充実が図られると考える。	岐阜県	大垣市	厚生労働省
1103020	民生委員・児童委員の補助員制度等の創設	補助員は市町村長が委嘱でき(民生委員法第5条)、無給を報酬支給にし(同法第10条)、補助員の職務内容を新たに追加する。(同法第14条)	民生委員・児童委員の職務を補佐する補助員を市町村長が委嘱し、将来の民生委員・児童委員の担い手としての人材育成を図る。また民生委員・児童委員とその補助員に対し、適正な報酬を支払う。	民生委員・児童委員は無給である上、その職務は幼児から高齢者まで範囲も広く、民生委員自身の生活にも影響を与えており、単に名誉職ではないとしながらも、無報酬としていくことには無理がある。 報酬制度と補助員の創設による環境整備によって、民生委員・児童委員の職務の重要性を適正に評価し、活動に配慮するとともに人材確保を図っていきたい。	神奈川県	逗子市	厚生労働省
1106040	医師免許証の仮免許の導入	臨床実習を開始する医学生で一定要件をクリアした者に対して医師免許の仮免許を交付し、より充実した診療参加型実習を可能とする。	臨床実習に入る医学生に医師免許証(仮免許)を交付し、実習中に限り指導医の下であれば初期研修医同様の手技や診察等を行うことができるようにするもの。これにより、大学病院の人手不足が緩和される。 仮免許の交付要件としては、既に行われているCBTやOSCEの成績を全国统一のルールで評価し、一定レベルをクリアした者に限り期限付きの医師免許証(仮免許)交付する。	医学部医学科における臨床実習に先立ち、CBTやOSCE等が行われているが、到達度の評価は各大学に任されており達成度を担保するものでない。また、これらに合格しても医学生が医療行為を為すことを法的に認めるものではない。このため、大学が謳う「診療参加型実習」ではなく未だ見学主体の実習が広く行われている。厚労省によると医学生は「医師として必要な専門的知識や技術、医師に求められる人格の涵養等が不十分」であるとのことであるため、臨床実習に入る医学生に医師免許証(仮免許)を交付し、実習中に限り指導医の下であれば手技や診察等を行うことができるようにするもの。	千葉県	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	厚生労働省
1108010	生活習慣病予防及び介護予防対策として施術所などの利用を容認	現行法で規定されている医療法42条施設の要件を緩和し、施術所にも開設を認めることで、疾病の改善や予防のために運動や介護予防等の目的に対し、対応可能とする。	既存の社会資源を有効に使うことにより、介護予防、生活習慣病予防、健康増進等を図り、費用対効果にも優れたCBR(Community Based Rehabilitation)の構築を目指す。 具体的には、医療系の国家資格でもあり介護保険法の機能訓練指導員でもある柔道整復師、あんま指圧マッサージ師等の施術所等を利用して、介護予防等に対する機能訓練及び運動指導等を行う。それにより、介護予防等に積極的に参加しやすい環境が整備できる。	少子高齢社会においては、持続可能な社会保障制度の構築が急がれているが、とりわけ、介護予防、生活習慣病、健康増進等は生命維持の観点からも重要な課題となる。しかし、それらについては、制度の問題や、国民の理解力という点で、予定通り進んでいないのが現状である。そこで、CBRを構築することにより、介護予防等への取り組みを加速させることができる。	北海道	特定非営利活動法人 北海道機能訓練協会	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1109010	外国人に対する医療環境の整備促進	わが国において起業する外国人の生活環境、とりわけ医療環境を整備促進するために、外国の医師資格を持つ医師を1病院1名に限り、かつ当該言語を話す患者に限り診察治療に当たらせる、外国の看護師資格を持つ看護師を1病院1名に限り採用し、看護業務に従事させる。	現在、外国人起業家の滞留期間の延長が検討されているが、医療、教育、住宅等の生活環境全般、とりわけ医療環境の条件を整備拡充し、当該地区における外国人による起業活動を促進活発化させる。	今後、わが国における外国人による起業は増大してゆくものと予想される。また、少子高齢社会化が急速に進んでいる中であって、起業主体としての外国人に期待するところ大である。そうした時代的趨勢と必要性を勘案、医療環境等の整備促進により外国人による起業を促進活発化させてゆきたい。これにより地域経済の活性化と雇用の維持拡大が期待できる。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
1109020	「保幼育士」(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保幼育士(仮称)」を新設し、同資格の認定試験を一元化する。	「保幼育士」(仮称)の資格認定試験は以下によるものとする。試験の内容は、現行の幼稚園教員資格認定試験の一次試験及び保育士資格認定試験(筆記試験と保育実習実技)並びに小論文とする。試験は、同日同会場で一元化して実施する。なお、現在、幼稚園教員資格を保有している者は保育士資格認定試験を、保育士資格を保有している者は幼稚園教員資格認定試験(一次試験のみ)をそれぞれ受験する。また、現在両資格を保有している者は、「保幼育士」の名称を用いることができる。	幼保一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴ない、教育中心の幼稚園教員と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相応しいものとするため左記の内容とするが、知識偏重にならないよう、幼稚園教員資格認定試験の二次試験は免状する一方、全人間的な魅力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を課する。受験者の便宜を図るため、認定試験は同日同会場での、1回限りの試験とする。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	文部科学省 厚生労働省
1109030	中高齢者定住促進特区	健康保険法による一部負担金の引き下げ	現在、一部負担金の割合は、70歳未満は30%、70歳から74歳は20%、75歳以上は10%となっているが、当該特区地域に居住する者に関しては、一部負担金の割合を70歳未満は20%、70歳以上は10%とする。	少子高齢化が急速に進んでいるわが国において、地域経済の活性化ひいては経済全体の活性化を実現維持するためには、中高年齢者の専門知識、技術、ノウハウを有効に活用することが不可欠である。とりわけ人材不足傾向のある地域においてその必要性は高い。ゆえに、施策の一つとして、本優遇措置を講じて移住・定住のインセンティブとする。結果、当該地域における中高年の創業もしくは就労が促進され、経済活動が活発化し、税収アップも期待できる。なお、70歳未満と70歳以上で負担割合に差をつけているので、年齢による医療費と所得の変化実態にも適応している。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
1109150	外国人労働者の雇用基準の緩和	先進生産設備を導入しているジュエリー工場において、IT制御による高度加工工程の前後処理における労働集約作業に従事する労働者については、全体労働者の1割を目処に、外国人の雇用基準を緩和する。	IT系設備を年間一定以上投資(例えば1千万円以上)しているジュエリー企業について、生産専門職の外国人労働者の現在の基準、すなわち「現業の経験10年以上」を緩和する。具体的にはね雇用条件を「現業の経験または労働研修を2年以上」とする。	先進的設備投資を国内で積極的に実施し、手作業との組み合わせにより、これまでできなかった高度な商品作りにチャレンジできる。工場の海外移転を回避し、日本人の雇用を継続し、地域経済の発展に寄与できる。設備投資の実施を通して、経済波及効果も期待できる。	東京都、 山梨県	株式会社光彩工芸、 社団法人日本ニュービジネス協議会	警察庁 法務省 厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1109180	社会保険料率の低減	正社員雇用を積極的に行い、社会貢献性の高い会社に対して、社会保険料率の低減を行う。	正社員雇用を増やすことにより、消費が活発化し最終的に経済に良い効果を与えることが想定できる。 正社員雇用を増やし、社会保険料を引き下げることにより、現在支払いが滞っている社会保険料の徴収額が結果増え、財源を確保する事ができる。 社会保険料を低減することにより、更なる雇用の促進と、利益計上につながり、所得税・法人税と財源の確保につながり、経済に好影響を与える事ができる。	現状の社会保険料率では、雇用を増やす度にキャッシュフローがきつくなるので、雇用数を確保する事ができない。 人員増加により一気に売上向上を考えたが、給与支払いのめどがたたなくなるので断念した。 現状では、益々社会保険料率が上がっていき、企業運営に支障をきたす可能性がある。 資本金5000万以下の会社で前年度の実績で年間36人以上雇用数を増やした会社には、社会保険料率を最大10%引き下げる、というような制度の導入を希望します。	東京都	株式会社 ゼウス・エンタープライズ、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
1109190	医療現場でのアロマテラピーの導入。	医療現場でもアロマテラピーが導入でき、患者から実費徴収できるようにする。	病院のなかでも、物質的なものだけでなく、こころの豊かさを導入する。自然の香りやアロマトリートメントの導入で、「薬」だけではない、快適性、心地よさを提供する。 昨年8月に緩和された「ゲーム機・パソコンの貸出し、CD・DVDの貸出し」と同様、院内生活での快適性、楽しみを実現する。 アロマの導入で、香りの供給事業、香りの品質チェック事業、またそれを院内で実現する人材が必要とされ、人材の育成、認定事業も広がる。病院の生活で、快適性も実現する。心地よさは、ストレスを軽減し、患者の健康にも貢献し、医療費の削減ももたらすことが考えられる。	同左により、人びと(患者)の価値観の変化・多様化に即応した、新しい時代の病院経営が可能となる。	東京都、 新潟県	株式会社 健康自然医学舎、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
1109200	一般公衆浴場要件の緩和	公衆浴場は許可対象と許可対象としないものに分類され、許可対象の公衆浴場の中でも「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」に分類されている。「一般公衆浴場」は上下水道の減免措置が講じられており「その他の公衆浴場」は一切の特別措置が適用されていないため一定の要件を満たしている場合には「一般公衆浴場」の分類適用または特別措置対象とする。	「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の区分を緩和し地域住人の健康増進に寄与できる施設を目指す。具体的には「一般公衆浴場」を対象とした上下水道料金を「その他の公衆浴場」にも特別措置として適用しコスト削減を図ることにより入浴料の低減、健康増進を目的とした施設の充実につながり高齢化社会に適応した地域コミュニティの場をも構築できる。	提案理由:「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」における水道料金の価格差は10倍以上となっている。「一般公衆浴場」優遇措置の目的は地域住民の保健衛生上必要な施設として適用されているものであり、「その他の公衆浴場」においても適用条件に準拠している。更には温浴は、ストレス解消、ダイエット、病気治癒等の効果があり国民の健康に大きく寄与する。本提案は温浴施設の発展を補助するものであり21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」の具体策として有効であり高齢者のコミュニティの場としての利便性が向上できれば医療費の低減が見込める。	東京都、 神奈川県	株式会社 トリリオン、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
1109230	特例子会社の共同出資化による経済性と福祉の両立	障害者雇用の一層の促進のためには、障害者雇用に伴う経済性と福祉の両立が不可欠。現行法制度下でも、特例子会社が重要な役割を果たしているが、経済性を優先するために罰則金を支払う道を選択する企業が多いことも事実。特例子会社の共同出資化を認めることを通じ、経済性と福祉を両立しやすくすることによって、障害者の実雇用促進と企業のコンプライアンス確保の道が同時に拓かれる。	現行の特例子会社に認められている補助金や優遇措置等を分け隔てなく適用する条件を確保しつつ、特例子会社に対し、複数の民間企業が共同出資するスキームを認めてほしい。まや、特例子会社の形態の中に、LLPやLLCを認めて欲しい。なお、障害者雇用のカウントについては、出資比率等を考慮して按分する等の方法が考えられる。	障害者雇用の促進を図るためには、福祉と経済性を両立させられるスキームが必要である。共同出資化により、以下のようなことが可能となる。 規模の経済性に伴う投資・運営コストの低減と投資リスク等の分散、 職住近接型の大規模施設の建設(障害者の通勤負担も軽減、生活指導も両立)、 出資企業各社のノウハウを結集した効率的運営(建設業と製造業の共同による投資金額節減等) 出資各社の複数職種の確保による、障害者の職業選択における適性・機会発掘と、事業リスク分散(農業・CG・製造業等の共同による天候リスク、為替リスク・ヘッジ等)、 中小企業等資本力の劣る企業体の特例子会社設立促進、等々。福祉と経済性を両立することで、障害者の実雇用の促進を図ると同時に、企業のコンプライアンスを確保しやすくする。	東京都	個人、社団法人 日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1109240	親子関係外にある企業との共同出資による特例子会社設立	現状障害者雇用促進の特例子会社は親子関係にある企業に限定されている。そのために特例子会社を設立するための資金等に余裕がなく、障害者雇用を進める上で核になる人材やノウハウの少ない、また、職域が限定されている企業では障害者雇用を躊躇しているケースが多い。障害者雇用の拡大を図るため、特例子会社の設立要件規制緩和特区を申請致したい。	特例子会社設立要件の親会社と特例子会社間の人的関係が「緊密であることを要する等の条項につき規制緩和を要望する。また、一企業グループに限定せず、親子関係以外の企業との特例子会社設立のコラボレーションを可能とする特例措置の設定。	現状の特例子会社のメリットは、設備投資が効率的にできることや、重度障害者の職域の開拓、助成金の活用、独自の制度設計・運用があげられる。また、障害者自身にとっては仲間がいることによって、安心して働くことができる環境を作りやすくしている。現状でも成果をあげている特例子会社の制度を共同出資で特例子会社を設立することにより、様々な業種、職種混合を併せ持つ特例子会社が設立されることによる波及効果は、障害者雇用規模の拡大、職種の多様性、企業側労働者側双方のマッチングの可能性拡大、障害者雇用のノウハウの連携と促進が考えられる。	東京都	個人、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
1109270	カラオケ施設での保育所運営における調理施設兼用の要望	カラオケ施設は交通の利便性の高い場所に立地しており、同施設での保育所提供は親のニーズに合致している。この利点を生かして同じ建物内でカラオケと保育所をはっきり区分けして保育所の認証要件を満たして兼業したいが、児童福祉法第45条(最低基準)、児童福祉施設最低基準、第33条、第34条により保育所自体に調理室の設置義務があるためカラオケ施設の調理室からの給食提供は認められていない。保育所を設置する場合のコストアップ抑制の観点からカラオケと保育所の調理施設兼用を認めて欲しい	カラオケ施設は交通の利便性の高い場所に立地しており、同施設での保育所提供は親のニーズに合致している。この利点を生かして同じ建物内でカラオケと保育所をはっきり区分けして保育所の認証要件を満たして兼業したいが、児童福祉法第45条(最低基準)、児童福祉施設最低基準、第33条、第34条により保育所自体に調理室の設置義務があるためカラオケ施設の調理室からの給食提供は認められていない。保育所を設置する場合のコストアップ抑制の観点からカラオケと保育所の調理施設兼用を認めて欲しい	カラオケ施設は交通の利便性の高い場所に立地しており、同施設での保育所提供は親のニーズに合致している。この利点を生かして同じ建物内でカラオケと保育所をはっきり区分けして保育所の認証要件を満たして兼業したいが、児童福祉法第45条(最低基準)、児童福祉施設最低基準、第33条、第34条により保育所自体に調理室の設置義務があるためカラオケ施設の調理室からの給食提供は認められていない。保育所を設置する場合のコストアップ抑制の観点からカラオケと保育所の調理施設兼用を認めて欲しい	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
1109310	法人の厚生年金保険強制適用の一定期間の延期	新しく事業を開始した法人は厚生年金保険への加入義務があるが、5年間延期する。	新しく事業を開始した法人の厚生年金保険料負担を軽減することにより、資金を効率的に利用してもらうことを目的とする。	新設法人の社会保険料負担や事務手続きの負担が、本来の企業活動に影響が大きいため。	東京都、新潟県	個人	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1109320	おばすて山伝説を活かす 街づくり	高齢者、児童、障害者、外国人支援な どを一括して実施できる施設運営	おばすて山伝説とは、年老いた母親を山に捨てるよ うに命じられた息子が、母の助言によって国を救っ た昔話です。社会的弱者と言われている人達が有す る知恵や経験や文化を、21世紀の子ども達の教育 に活かし、同時に高齢者が子ども達のパワーで元気 になるという街づくりを提案します。具体的には、高 齢者、児童、障害者、外国人支援など、対象者毎の 法律制度により、高齢者は高齢者施設で、児童は児 童館で、障害者は障害者施設で、等、別々のサービ スとなっていますが、例外的に同一施設受け入れ可 能となる事を要望します。相互間での相乗効果が期 待でき、地域全体での豊かな街づくりにつながりま す。	外国籍の母親や障害児者、両親の介護問題を抱える働く女 性、核家族化の弊害から生じる子ども達の問題行動等々、ま だまだ改善していかなければならないことが山積みです。少子・ 高齢化や男女共同参画社会においては、子育てや介護と仕事 との両立は、男女共に深刻な問題になりつつあります。そこ で、より少ない予算でより大きな成果が得られるように、既存の 施設や地域の人間力を有効活用していく規制緩和を要望しま す。おばすて山伝説を活かした街づくりによって住民が元気に なれば、地域力が向上し、ひいては観光業や商工業、農林業 等の発展にも結びつくと思います。おばすて山から望むの善光 寺平の絶景は、まさに美しい日本です。緑豊かな信州の景色 のように、日本や世界に誇れる心豊かな街づくりを提言しま す！	東京都、 長野県	社団法人21 世紀ニュー ビジネス協 議会、社団 法人日本 ニュービジ ネス協議会 連合会	厚生労働省
1112010	保護された犬の公示期間 延長について	保護された犬の所有者が判明しない場 合、市町村においてその内容を2日間 公示することになっていますが、その公 示期間を7日間に延長したい。	保護された犬の救済活動として、行政、救済団体、 動物病院、ペット関連企業、各種マスコミ及び市民ボ ランティア等全てが連携協働を図り、環境省が開設 している再飼養支援サイト(http://www.jawn.jp/)に 準じて、再飼養支援の活動を実施したいと思いま す。厚生労働省が打ち出している処分減少施策とし て本事業を推進し、欧米並みの動物先進国に向け て、動物虐待の対処や動物保護に対する理念の啓 発を促すことが可能だと考えております。	行政収容公示2日という期間では、運悪く飼い主からはくれた 犬たちが、飼い主の元に戻れる可能性は低いです。飼い主が 首輪の所有者明示(注射票装着義務)を怠っていることで、行 政収容された犬が処分されているのは、あまりにも残酷です。 実際、大阪地区では、1週間という土日を挟む収容延期を実施 することで、返還率を上げており、仕事を持った飼い主が、遠 方立地の動物管理センターや保健所に引き取りに来る確率が 上がっていることもデータとして出ています。 公示期間を1週間とすることにより、返還率の向上が見込ま れ、環境省が打ち出している返還率向上の方針にも沿うもの になると考えます。	福岡県	個人	厚生労働省
1113020	海外支援物資の迅速な受 け入れ体制の構築 (国際防災協力特区)	台湾・花蓮市等との取り決めにより輸 送されることとなる海外支援物資等を 受け入れるため、 税関、検疫及び入国管理といった関係 各機関との事前協議に基づき、円滑に 受け入れられるようにする。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及 び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速 かつ確実な災害支援体制を整備することが重要で ある。しかし、海外から支援物資(緊急支援物資、備 蓄物資等)の受け入れには、様々な手続きが必要で あり、政府機関の人員が常駐していないことから、関 係機関と事前協議により対処できるようにする。ま た、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受 け入れ訓練を行う。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策に は近隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めても たらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れ ているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内で の確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも 十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、 平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能と なり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市 である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、 住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待で きる。	沖縄県	与那国町	内閣府 農林水産省 法務省 財務省 厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1113050	非検疫港状態の与那国島でのクリアランス船等の入港に関する要件緩和(クリアランス船等受入れ促進特区)	検疫法では、検疫港以外の港においても、検疫所長が許可した船舶については検疫を行い得ることとされている。しかし、現在運航中の貨物船の多くは船医を乗り組ませておらず、検疫法(第21条第1項)に定める許可の要件を満たさないことから、検疫港以外の港には直接入港することができないものと解される。クリアランス船等の外国船舶の与那国島への入港に際しては、船医を乗り組ませていなくても検疫所長は検疫法による許可を行い得るものとし、下記の提案理由に基づく当該事業を促進することとする。	与那国町では、下記の提案理由に基づき、目下石垣港に過度に集中するクリアランス船の分散・機能分担に寄与し、かつ、国境最西端の立地を生かした近隣アジア地域との新たな国際交流拠点の形成を目指す見地から、当該クリアランス船の一定数を受け入れる方針である。そのため、海外から与那国に入港する船舶については、船医が乗り込んでいないものであっても、他の要件を充たし検疫所長が適当と認めるものについては検疫法(第21条第1項)の許可が行い得るものとし、かかる要件緩和に基づいてクリアランス船等の外国船舶の与那国島入港を促進する。	中国 台湾間を第三国経由で往来するクリアランス船のうち、石垣港に立ち寄る同船舶は増加の一途を辿り、昨年は前年比19%増の5,168隻となっている。かかる状況下、現地では、別添の八重山漁協要望書のとおり、漁場荒廃や営漁時の安全障害など持続可能な漁業を脅かす深刻な諸問題が発生し、海底送電ケーブル切断事故等も生じている。 与那国町は国境最西端の立地を生かした新たな国際交流拠点の形成を目指しており、目下石垣港に過度に集中するクリアランス船の分散・機能分担に寄与しつつ、「国境離島型開港」を目指す方針である。特に与那国は中台直行ルートに近接しており、所要時間短縮や燃料費削減など運航側のメリットも創出可能である。現在「不開港」状態にある与那国でのクリアランス船等の入港につき実効的措置(要件緩和・促進策等)を講じることにより、上記問題の改善にも資する公益性の高い事業が可能となることから本提案を行う。	沖縄県	与那国町	厚生労働省
1119010	難病と闘う特区	薬事法に依り薬でない物は、効能を掲示できない。 今医学現場は混乱し、国民の不信を買っている。薬に頼り過ぎるから治らないので薬以外の物を考案致しました。人は酸素を100吸って炭酸ガスを100出している。若い時は良いが年を取れば100吸っても80~90しか出さなくなる。その10、20は動脈の血液へ混じっていく。血液中の炭酸ガス過多が糖尿病の遠因です。考案した飲料が炭酸ガスを取り込み血液を綺麗にし難病と闘います。良い物でも薬ではないので効能を掲示できない。	大豆、小豆等、有機物に酵母菌等を混ぜて発酵し、時間が経過するとアルコール飲料と成ります。体に良いという酢と百薬の長とされる酒が混合したアルコール飲料を造り、熱処理消毒を施さないで生きた微生物が体内に吸収され血液と混り炭酸ガスで汚れた血液の炭酸ガスを(植物が炭酸ガスを酸素に替える如く)酸素に替えて、浄化致します。アルコールが血液中の病原菌を消毒して難病と闘います。	リュウマチ、パーキンソン病、認知症、B型肝炎、C型肝炎、目の病気(緑内障、白内障)、血小板不足、糖尿病、その他の難病、直す薬がない状態です。この対策には世界の企業が研究をしているが今だ完成されていない。 血液が汚れて(動脈の血液が静脈の血液と同じように炭酸ガスが多く混入している)いるので綺麗にすることにより難病は改善することができます。	静岡県	個人	厚生労働省
1121010	在宅生活の療養者支援強化のために、訪問看護ステーションから、訪問リハビリテーションの独立	訪問リハビリテーションを訪問看護ステーションから独立させ、医師やケアマネジャーから直接の依頼が可能とするもの。	現在、訪問リハビリテーションは、病院や診療所、老人保健施設からの指定訪問リハビリテーションという形で訪問する場合と、指定訪問看護ステーションの中に属して行う場合がある。現状では、さまざまな障壁があり、患者・医師・ケアマネジャーから、訪問リハビリテーションへのアクセスが容易ではない。今回の申請で、訪問リハビリテーションへのアクセスが容易になると、必要な時にサービスを提供できる体制が整う。そうすると、在宅生活の療養者に対して、自立支援の促進や重度化予防も実現しやすくなる。	患者・医師・ケアマネジャーから、訪問リハビリテーションへのアクセスが容易になり、現在のまだ少ない在宅サービスの受け皿としての役割を担う事ができる。また、地域連携バスの作成も容易になる。さらに、規制緩和による不利益は特にないと考える。株式会社参入を容易に許す口実になると心配するむきもあるが、指定訪問看護ステーション事業所は既に株式会社や有限会社が運営しており、何ら変化はない。まして、赤字経営が明らかな訪問リハビリテーション事業に新たに参入する企業はありえない。	北海道	医療法人A	厚生労働省

09 厚生労働省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
2002010	介護老人保健施設に置くべき医師の員数について	常勤医師1名以上 非常勤医師の組み合わせによる常勤換算で1名以上	病院、診療所、介護老人保健施設、グループホーム、デイサービスセンター、居宅介護支援事業並びに訪問系サービスの運営	地域によっては医師の採用が困難なところもあり、採用の幅を広げることで採用難が緩和されるとともに、複数の診療科の医師によるより専門的な対応が可能になるというメリットも考えられる。	東京都、新潟県	医療法人愛広会、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
2004010	外国人研修・技能実習制度の見直し	「研修」期間の短縮と「技能実習」期間の延長について ・研修期間：技能研修を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮しても以後の技能実習への支障はないと思われ、研修期間は6ヵ月でも十分であると考えられる。よって研修期間を短縮し、技能実習期間を長くするなど、制度に柔軟性を持たせるべきである。 ・技能実習期間：派遣期間3年のうち実習期間は2年が限度となっている。仮に上記要望により研修期間が6ヵ月となった場合でも、現行制度では実務研修期間は2.5年である。一定レベル以上の技能を身に付け、さらに高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身に付け、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするためには、継続してしっかりした技能習得が必要であり、少なくとも5年間が必要である。研修・技能実習期間を5年に延長すべきである。	現行の研修・技能実習制度は、下記のような厳格な要件が定められている。 1年間の「研修」と2年間の「技能実習」の最長3年間で構成 「技能実習」の対象職種限定 研修期間中の研修時間の制限(時間外対応、交替制勤務対応の不可) 1年後の技能検定資格の取得の義務付け	グローバル化の進展により、より高度な技術・技能の習得のために、より多くの外国人がわが国での実務研修を行う必要性が出てきている。そのような中、派遣期間、研修期間中の扱いなどに労働時間の制約や資格取得等の厳格な要件などが、制度の適正かつ円滑な推進、一層の充実のための制約となっている。	東京都	社団法人日本自動車工業会	法務省 厚生労働省
2005010	理容師・美容師の混在店認可	理容師・美容師が同じ店でサービスを施すことを認可してほしい。	例えば、美容店に理容師が勤務し、現在美容店では許可されていない「顔剃り」サービスを、顧客に提供できるようにする。	美容店で、顔剃りが可能になる(顔の産毛処理は女性からのニーズも高い)。 理容技術と美容技術の融合で、新しいメニュー提案やヘアスタイルの発信ができる。 若者の理容離れのため、廃業に追い込まれる理容師が、それまでの経験を生かした再就職の場を得ることができる(雇用の流動化が促進される。雇用のミスマッチ回避にもつながる)。	新潟県	NSBコンサルティング株式会社、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省